

(様式2)

「鹿嶋市地域防災計画」(案)に対するご意見の概要とそれに対する鹿嶋市の考え方

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>危険物等対策計画編は一部しか目を通せなかったが、改めて地震災害の恐ろしさと、それに立ち向かう対策の重要性を認識したように思う。3.11の経験がありながら、いつの間にか意識から遠くなっている自分を知るとともに、多くの市民もまた同じ意識に陥っているのではないかと思った。そしてまた能登半島で大地震が発生した。この計画改編を契機に公助の見直しと併せ、自助の重要性を再確認する契機になるのではないだろうか。地震など大災害に見舞われないことを祈念しつつも、万に備える計画が確立していることに、万全とは言えないものの一市民としていささかの安堵を覚えた。携わった方々の労苦に感謝する。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
2	<p>前回、2019年の「鹿嶋市地域防災計画の修正(案)」のパブリック・コメント(以下「パブコメ」と略称する)に際しても言及したが、この膨大かつ多岐にわたる計画(案)を取りまとめられた関係者には敬意を表するが、一市民が地震、津波、風水害、危険物の計500余ページにも及ぶ大部を、年末年始を挟んだ25日間に閲読し、意見を述べることは至難ではないか。特段の工夫をしないと「パブコメに付したが、意見がなかった」ということになりかねず、制度が形骸化することになりかねない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
3	<p>本計画は既存の計画を下敷きにしたその改訂版であり、「概要」にあるようにその後の状況変化などに対応したものであると思われる。そうだとすれば計画の骨格には変動がなく、その構成や内容などは前回計画においてすでにパブコメに付されてお</p>	<p>今後のパブリック・コメントの参考にさせていただきます。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	り、その全容を改めて対象にする必要があるのか疑問に思う。概要版にいう追加や見直し箇所のみを新旧対照形式でパブコメ対象にすれば足りるということにはならないのか。…と、投げかけながらもほぼ全文に目を通させていただいた。	
4	市内には巨大な製鉄所があり、隣接市には同じく巨大な石油コンビナートがある。仮に津波編や危険物編で触れられているにしても、地震編で一項を設けて記述するだけの意味があるのではないか。	ご意見として伺います。
5	既存の計画に基づく対策などの進捗状況についての調査は行なっているのだろうか。本計画上に各事項の進捗度合いを併記することはできないだろうか。失礼ながら進捗は滞っているのに、同じ表現を繰り返しているだけという箇所はないのだろうか。	ご意見として伺います。
6	以上から、今般は変更箇所のみならず全編にわたって意見を述べさせていただくこととした。なお、ケレスミスなど注意すれば防げる単純ミスが散見される。担当者が分担して執筆しているのだろうが、複数回、できれば他部署の職員も交えて読み合わせを行うなど、市の公式文書として後世に残すに恥ずかしくない体裁を整えたい。	ご意見として伺います。
7	目次：右端の数字3桁目が黒字と赤字で表示されている、格別の説明が見当たらないが、何か意味があるのか。	修正いたします。
8	P.1以降随所 文中に「鹿嶋市」「当市」「市」が混在している。	適切な表現に統一いたします。
9	P.1「1」防災関係機関として「指定」と名のつく機関が3つあるが、これでは何のことか判然としない。P.27及びP.48に至ってようやく知れる	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	が、その旨を注記したらどうか。	
10	ワンセンテンスが比較的長い箇所が散見される。例示すれば以下の通り。 「1. 計画の目的」では4行目から5行に及んでいる。「3. 基本方針」では、書き出しからいきなり5行に。両者とも「～とともに」で文を切らずに接続させているが、「～する」で切り、次文をたとえば「併せて」として書き出したらいかがなものか。その他にも、P. 80 下から2行目～P. 81 上から5行にかけて7行に及ぶ長文があり、P. 153 や P. 182 「6」の【趣旨】では5行全文が一文となっている。P. 154 「イ」も同様事例が。さらにP. 171 から p. 172 にかけて「水害防止活動」やP. 195【対策】(1)②も。	適切な表現に修正いたします。
11	p. 3 「1」(1) 面積 106. 02km ² とあるが、市のホームページでは106. 04km ² と表記されている。わずかな差ではあるが、一致させるべきではないか。	修正いたします。
12	「1」(2)① 3行目に「これらの台地」とある。「これら」は常総台地を指すのだろうが判りにくい。具体名を明記した方が解りやすいのではないか。	ご意見として伺います。
13	「1」(2)②ア「削剥」は「さくはく」と読み、読んで字の如く「けずりはぐこと」と分かるが、ルビを振るのが望ましいのではないか。「イ」の「沼沢地」も同様では？	ご意見として伺います。
14	P. 4 (3) 4行目「表日本」とある。表日本の対語は「裏日本」となるが、現在ではこのような言い方は避けることになっているのではないか。	修正いたします。
15	P. 5 「2. 社会条件」の項から、突然に黒文字に赤文字が混じっている。今回計画で追加および修正した箇所などを赤文字化したと推定されるが、もしそうだとすれば、その旨を注記したらどうか。	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
16	p. 6 図 1.2.1 市の人口ピラミッド、いつ時点なのかの表示がない。	追記いたします。
17	P. 6 「(3) 都市圏及び交通」の3行目「鉄道交通は、鹿島神宮駅は～」の「は」に読点があるにしても、「は」が連続して座りの悪い文になっている。後ろの「は」を「が」にし、後出の「とが」を「の」にしたらいかがか。	ご意見として伺います。
18	P. 7 図 1.2.2 の棒グラフ、青地の棒内に黒字で数字が書かれているが、非常に見難い。	修正いたします。
19	P. 7 「鹿島神宮を中心とした観光は」以降の一文。「年間 250 万人を数え」とあるが「何が」が抜けている。前後関係から「観光客」と判断できるが、文章としてはいかがか。	修正いたします。
20	P. 8 下から4行目「鹿島臨海鉄道全線 (7/12 復旧)」の「復」字の上に、黒枠の中に[V]字模様の記号が被さっている。	適切な表現に修正いたします。
21	P. 16 「想定地震とその概要」で「Mw」については文末に注記があり理解できるが、併せて「F1 断層」と地震動評価法の「詳細法」と「簡便法」についても注記があるとよい。また、下10行目の「なお」から始まる3行、「～想定の見直しは行なわないものとする」理由が分かりにくい。	注記を追加いたします。
22	P. 16 の(2)で「南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とあり、①に南海トラフ地震、②に首都直下地震が掲記されている。とすればP. 17 の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」は③にするべきところ(3)とし、その下に①、②が配されている。	(2) 追記の赤字部分について、削除いたします。
23	P. 18 (1)の文末に「Mt」の脚注を設けたのは評価できるが、この説明とP. 16 の「Mw」の説明が同文である。両者の差異が説明されていない。	適切な表現に修正いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
24	P. 23 (4) ②「市における固定電話の通信被害は」の「固定電話」は「携帯電話」の誤りではないか。	修正いたします。
25	P. 29 市内に所在する日本製鉄の製鉄所や宇宙技術センター、あるいは鹿島神宮などを指定機関にすることはできないのだろうか。また、それが困難だとした場合、P. 36 の (5) 民間企業等との協力体制の確立の範疇には含まれるのだろうか。	ご意見として伺います。
26	P. 37 (1) 自主防災組織の育成・連携はとても重要だと思う。非常時には、市職員など公務又は公務に準じる人たちの活動が主であることは論を俟たないが、防災の基本は「自助」であることもまた自明の理である。P. 38 の「c」にあるように「女性、定年退職者」に参加していただくことは有意であること間違いなであろう。しかし、地域を見渡してみると私を含めて後期高齢者が多く、戦力になるどころか、足手まといになりかねない状況にあるように思えてならない。悩ましいことであるが、何か策はないものか…。	ご意見として伺います。
27	P. 38 【対策】 (1) ①ウ a の「平常時における行動内容」であるが、私の住む地域を見渡すと心もとない。定年退職後に移住してきた私を含めた近隣の方々は、その多くが後期高齢者となり、地域における活動が衰退の一途を辿っている。たとえば自治組織である区や組を離脱する人（世帯）が絶えず、大野地区などから移転してきた人（世帯）は既存組織に加入することもなく、また新規に組織を立ち上げる気配もない。「地域住民のコミュニティの醸成」どころか、このまま推移すれば「瓦解」に向かっているととっても過言ではない。計画に記すだけでなく、具体的にどう	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	するかを考えなければならない。	
28	P. 38 上から 3 行目、「～調整を行うこと」と命令口調で締められているが、(2) や (4) など多数は「～ものとする」で締められている。「～調整を行うこととする」にしたらどうか。	適切な表現に修正いたします。
29	P. 40 3 行目の末尾「さらに～」以降。主語もなく、さまざまな要素をこの 6 行の一文に詰め込んでいる感じがする。箇条書きにするなどの工夫がほしい。	適切な表現に修正いたします。
30	P. 40 (4) ①「企業は」以降、P. 41 の上から 4 行目まで、もう一文字分左に出し、以下と文頭を合わせたらいかがか。また、(4) の 4 行目「具体的には～」はワンセンテンスが 7 行にも及んでおり、長文印象を緩和するためか「読点を区点代わりにして、次の「防災体制の整備」を一文字分右に寄せている。まことに不思議な文章であり文体である。	適切な表現に修正いたします。
31	P. 40 の最下行、「企業のトップから一般職員に至る職員の～」は、「職員」の使い方がおかしい。さらに「優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により」もこなれの悪い文である。	適切な表現に修正いたします。
32	P. 41 (4) ①の末尾に追記されたのか赤文字で【関東運輸局茨城運輸支局・鹿島海事事務所】と題する一文がある。その次には③があり、整合性に欠ける。一項を起こして記述したらいかがか。前後との整合性を考慮することなく、無理やり押し込んだ印象がする。	適切な表現に修正いたします。
33	P. 50 (4) 「非構造部」とは何か。注記がほしい。その外 P. 52 (3) ②などに専門用語が使われているが、これらについても説明がほしい。反面、P. 57 1 行目の「可撓性」については、※印を付して注記している。	用語の注記につきましては、精査して追記の検討をいたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
34	P. 59「(5) 都市ガス施設の耐震化」とあり、具体的に会社名も付記されているが、鹿嶋市内に都市ガスはどの程度普及しているのだろうか。知る限り、ほとんどの世帯が LP ガスなのではないか。とすれば、LP ガスについてこそ対策が必要であり、そのための記述も必要ではないのだろうか。	ご意見として伺います。
35	P. 66「表 2. 3. 2 緊急輸送道路一覧表」中に、近年新設された製鉄所正門前から市役所通りを南北に結ぶ市道 0102 号線が掲示されていない。緊急輸送道路に指定していないのか。	市道 0102 号線は緊急輸送道路に指定されておりません。
36	P. 67【留意点】(1)「通電火災」「特に」とあるようにこの火災については未だ周知徹底が図られていないように思われる。その意味を解説するとともに、重要性を促す記述にしたらいかがか。	ご意見として伺います。
37	P68「2) ① 私的なことで恐縮ながら一言を。拙宅の半径 500m 以内に消火栓がないことから、2008 年 2 月に交通防災課に問い合わせたところ「順次、計画的に設置しているのでしばらくお待ちを」とのことだった。それから約 16 年が経過しようとしているが、いまだにその気配が窺えない。市道 8525 線の舗装工事という機会があったが、消火栓の設置はなかった。どのような計画の下で、どのように設置が進んでいるのか。ご教示いただければ幸いです。	当該のご意見については、別途回答させていただきます。
38	P. 68「2) ③ 「青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図る」ことは重要なことだが、「言うは易く行うは難し」ではないのだろうか。その重要性や活動内容などが広く周知されていない上に、格別に入団勧誘もなされていないように窺える。非常に難しいことだが、市民にとって欠	消防業務にて、検討してまいります。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	かせない組織である。日常の訓練などの時間を少々割いても、勧誘運動に取り組んでほしい。また、前線の消火活動でなければ高校生や中学生でも活動できるのではないか。検討してほしい。	
39	P. 75 ④ 4、5 行目の感染症対策の箇所、黒文字になっているが、赤文字ではないのか。4 行目に書き出しが「また」であるが、ア～スまでの列記後の書き出しが、これまた「また」になっている。さらに「また」から始まる 3 行の文頭が一文字分右に寄っている。	適切な表現に修正いたします。
40	P. 87 下から 4 行目「最大深度」は「最大震度」ではないか。	修正いたします。
41	P. 89 (2) 高校生については「防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る」だけに留めず、一步進めて避難所などにおける支援活動や、災害瓦礫撤去要員としての活動なども期待される	ご意見として伺います。
42	P. 92 「③一般市民の訓練」 悲観的な指摘ばかりで恐縮だが、私の住む地域での防災訓練への参加者は、コロナ以降急激に減少し、5 類移行後もそれ以前に戻っているようには思えない。特に高齢者の参加が少なく、いざというときに懸念される。という私も恥ずかしながら、コロナ以降、参加しない高齢者の 1 人となっている。	ご意見として伺います。
43	P. 103 (2) ①「なお、構成員は次のとおり」とあるが、連絡協議会と対策本部の構成員は同じという意味か。そして「次」とは P. 105 にある 図 3. 1. 3 を指すのか。分かりにくい。	適切な表現に修正いたします。
44	第 3 章 2「災害対策本部」の項は評価できる。具体性が高く、かつ内容が詳細で、各部課の分掌が明確になっている。ないことを祈る災害だが、	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	万一の場合での機能発揮を期待する。	
45	P. 127 ②の3~4行目の文章がおかしい。文意が通じるよう書き直してほしい。	適切な表現に修正いたします。
46	P. 128 ③の文頭の位置が②と合っていない。	修正いたします。
47	P. 138 ②イ「Twitter」は、現在は「X」と名称が変更されたのではないか。	修正いたします。
48	P. 142【対策】(1) ①書き出し3行のうちに「自衛隊の派遣要請の必要性」なる表記が重複して出てくる。	修正いたします。
49	P. 143 「イ」3行の文中に「ものとし」が2回、「ものとする」が1回、不自然に記されている。	修正いたします。
50	P. 156 (3) ①キの文末「(※市計画のみ)」はどの項を指しているのか、分からない。	ご指摘の点について、適切な表現に修正いたします。
51	P. 161 (5) ①イ「災対法」 災害対策法の略記なのだろうが、ここより以前に「災害対策法(以下「災対法」という)」なる記述があれば別だが、初出ならば略さずに書くべきではないか。	修正いたします。
52	P. 177 (3) ①「市内の公立病院等」とあるが、鹿嶋市内に公立病院はあるのだろうか。具体的にどの病院をイメージしているのか。	鹿嶋市内に公立病院は存在しないことから、修正いたします。
53	P. 187 アc 避難所設置費一人1日330円以内とあるが、どういう意味なのか。設置に要する費用ならば、一箇所あたりいくらと表示されるのであれば理解できるが、「一人当たり」で表示する意味があるのだろうか。	ご意見いただきました内容につきましては、資料編101ページ「表3.6.5 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」に記載しておりますのでご確認ください。
54	P. 190 (3)健康管理 ①カ「県及び関係機関へ協力を要請する」とあるが、具体的に何を要請するのか目的語が欠落している。文意から分かるものの、文としていかがか。さらに②にある「避難所感染症サーベイラン	適切な表現に修正と併せて、注記を追加いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	ス」については注記がほしい。	
55	P. 191 本ページに「DPAT」なる語が頻出しているが、同ページに頻出している「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」と同様に、初出箇所だけでも括弧書きで日本語名を併記してほしい。	ご意見として伺います。
56	P. 220「図 3.6.1 災害救助法適用の流れ」は、「災害救助法適用の判断」が斜線で見え消しのようになっていたり、右下枠が空欄だったり、未完成の図に見えるが…。	修正いたします。
57	P. 221【対策】(1) 5行目の右端「市長は、/ 速やかに委任された～」と途中で斜線があるが何？ また、「②炊き出しその他による食品の給与～」の「食品」と「の」間の「.」は何？	削除いたします。
58	P. 227 (2) 5行目「女性を始めとする生活者の意見を～」 女性を重視した書き方は結構であるが、「始めとする」は「含めた」のほうが適切ではないか。ここで言う「生活者」は女性だけではないし、女性だけを強調する記述は一部市民の反感を招くことになりはしないか。	ご意見として伺います。
59	P. 230「2. 土木施設の応急復旧」の【趣旨】では「市民の日常生活」とあり【留意点】(1)では「県民生活」とある。また、【留意点】(2)では「自治体」といい【対策】(1)では「市」と称している。何か意図があるのか。なお、P. 235～P. 236では「自治体」ではなく「地方公共団体」と記されている。さらにP. 245では「市町村」という表記もある。	適切な表現に修正いたします。 【留意点】(2) 施設を所管する自治体は市以外も含まれることから「自治体」と記載しています。 【対策】(1)では、市の役割として記載しているため、「市」と記載しています。このように、内容に応じて表記を変更しております。
60	P. 238「(2) 電話施設の応急復旧（東日本電信電話株式会社（茨城支店）」についてはかなり詳細に記述されているが、「携帯電話」のことには一言も触れられていない。	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
61	P. 253 「(3) 遺体の処理」「検案」の説明はあるが、類似用語と思われる「検死」の説明がない。	「検死」という表記は本計画に記載がないことから説明の追加はいたしません。
62	P. 260 (3) 下から 4 行目「災害弔慰金に支給等に関する法律」の先出の「に」は「の」の誤りではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
63	P. 267 都市ガスについて料金の特例措置があるとの記述だが、鹿嶋市内でほとんどの世帯が利用していると思われる LP ガスについての特例措置はないのか。	ご意見として伺います。
64	P. 276 【留意点】(2) ここでは復旧と復興の別の説明がなく、P. 284 【趣旨】に至って「復興は復旧とは異なり～」と説明されている。	ご意見として伺います。
65	P. 278 図 4.2.1 上段「現地査定」の下段にある「市町村三十万円及び県六十万円以上」とは何を言っているのか分からない。	根拠法令等を確認し、適切に修正します。
66	P. 277 ②に「激甚法」と略称で記されている。そして次ページの第 3 節【趣旨】に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）の表記がある。前後していないか。「激甚災害」についても同じことがいえる。また【趣旨】で、すでにフル名称で法律名を記し「以下「激甚法」という」としておきながら、【対策】(1)で「昭和 37 年法律第 150 号」が追記されたほかは、同じ記述を繰り返している。	修正いたします。
67	P. 279 【対策】(1)「～迅速な原状復旧を目指すか、計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする」とする一方、「復旧・復興に当たっては市民の意向を十分に尊重し、市と市民との協働により計画的に事業を進めるものとする」とある。その通りなのだろうが、矛盾しているように	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	も読める。市民の意向を尊重するほどに復旧・復興の推進は阻まれ、遅くなっていくのが通例ではないだろうか。目指すことと実情とが乖離しているのではないだろうか。	
68	津波に対する対策として、素人目にも必要と思われる項目が網羅されている感じを受けた。実際に大地震に合わせ大きな津波が来襲した場合、非常に困難な対応が求められるのだろう。そのためか、この計画内容はやや浅く、抽象的な印象を受ける。対策などが「地震災害対策」に準じる事例が多いことは首肯できるが、一例ながら【趣旨】で「必要がある」と称しながら、【対策】では「努めるものとする」などと、抽象的な印象が否めない箇所が散見される。地震編と比べて切迫感が乏しいというか、もっと現実味を感じさせる内容を期待したい。以上の指摘が私の勘違いや認識違いであることを祈る。	ご意見として伺います。
69	当市および隣接の神栖市には、巨大な製鉄所とコンビナートが臨海部に存在する。万が一にも大きな津波が来襲した場合には、当該施設が壊滅するだけでなく、広範囲での市民や事業所などでも影響を受けるのではないかと危惧する。したがって、この地域の対策を日本製鉄やコンビナート内の主要企業と協定を結ぶなど、他とは異なる対応が求められるのではないだろうか。独立した一項を設けるのが相当ではないか。	ご意見として伺います。
70	30 キロ圏内と思われる海岸沿いに、日本原子力研究開発機構の大洗研究所など原子力関連施設や企業が立地する。万一の場合、これらの施設などが津波によって放射能漏れ事故を発生することはないのだろうか。危険物等対策計画編で触れるにして	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	も、なにかしら津波編でも言及しておく必要を感じる。	
71	P. 3 表 3.1.1 津波災害の履歴 (2/3) [明治以前の津波を伴った地震] の「明治以前」は「明治以後」の誤りではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
72	P. 6 【留意点】「(2) 最大クラスの津波に対する対策」の全文がワンセンテンスであり、5行に及んでいる。読みにくい上に読み疲れする。	ご意見として伺います。
73	P. 7 (3) ② 1行目 「～、当該当該警戒～」と「当該」が重複している。	修正いたします。
74	P. 9 防潮堤と防波堤とが併記されているが、両者の違いが分からない。	防潮堤は陸上にあり、高潮・高波・津波などの侵入を防ぐための堤防です。防波堤は、海の中にあり、外洋からの波（津波や風波）に対して港の内側を波立たせないための堤防と役割が異なります。
75	P. 10 「ア 本市における避難所の定義」で定義は承知できたが、具体的な避難場所は定められているのだろうか。津波が予想される地域には周知されているのだろうか。	資料編の鹿嶋市避難場所一覧をご確認ください。
76	P. 11 (3) ① 3行目以下が、回りくどく、理解しにくい表現になっている。この項で最重要なのは「基準水位」以上の場所を指定することであるのだから、そのことをまず記し、その後「基準水位」とは何かを記述するのが相応ではないか。	ご意見として伺います。
77	P. 16 (1) 一文が5行に及んでいるため、理解しにくくなっている。適度に文を切るなり、箇条書きにするなり読みやすい工夫を望む。また、1行目に「ツイッター」が出てくるが、現在「X」とブランド名を変更しているのではなかったか。	適切な表現に修正いたします。
78	P. 17 (2) 防災教育として (1) に対市民、(2) に対児童生徒 を挙げているが、幼稚園児や保育園児などへの防災教育はないのだろうか。	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
79	P. 18 (3) もまた5行に及ぶ長文がある。(工夫の例) だが、5番目はイメージが湧かないない。「付属させる」とはどう意味か。	ご意見として伺います。
80	P. 21【対策】(2) ② 1行目の「市民や高齢者・障がい者等の要配慮者」との記述だとく市民の他に要配慮者がいる>ように読めないか。例えば、市民を「一般市民」とするとか、「要配慮者である市民」といった書き方でどうだろう。	ご意見として伺います。
81	P. 22 (2) ① 8行目の「又は」「又は」を辞書で調べると「似通った二つ以上の事柄のうち、どれか一つを選ぶときに用いる語」とある。とすれば、この箇所では「又は」を用いるのは不適切ではないのか。上段の周知徹底も下段の「～努める」ことも同列(格)であり、どちらかを選択する意図ではないように読める。表記の再考をされたい。	修正いたします。
82	P. 23 ③ 「消防職団員(P. 42にも)」は聞きなれない用語だ。その筋では使われている用語なのか。また「消防団体等」という語も見える。「消防団」とは違うのか。それとも複数の消防団を束ねた用語なのか。「陸閘」には注記が必要ではないか。	消防職団員とは、消防職員と消防団員を併せて表現する言葉です。 陸閘につきましては、注記を追加します。
83	P. 30 上から2行目「次の伝達経路」とは②の「伝達手段」内の図 3.1.1のことを指すのか。そうだとすれば用語を統一するとともに、「次の」を「次の②の」としたらいかがか。	ご意見として伺います。
84	P. 32 a 「定性的表現」は注記(意味説明)がいるのではないか。	必要に応じて注記の追加をいたします。 定性的表現: 定性的な表現は数値ではなく言葉や文字で表現するものを意味します。
85	P. 33 (注) 1. 2. アンダーラインが引かれているが、必要なのか。	修正いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
86	P. 34 (注)「鳴鐘」と「吹鳴」とは何？	津波注意報または津波警報を伝達する手段として、鐘やサイレンが用いられます。鐘を鳴らす際には、「鳴鐘」、サイレンを鳴らす際には、「吹鳴」という表現が適切と考えます。
87	P. 36 (※2) は表 3.1.4 の前になるのではないかと。	修正いたします。
88	いわゆる災害弱者の立場に立った記述が多く目に留まったように感じる。非常に重要なことであり、弱者からの視点に重きを置いている印象を受けた。	ご意見として伺います。
89	P. 6 ここまででも P. 1 の「計画の目的」や、P. 6 だけでも (1) の 5 行など長文が散見されるが、(4) の 7 行にも及ぶ一文は長すぎる。読む人の立場に立ってほしい。	ご意見として伺います。
90	P. 7 (5) 「また、」以降 「～指示するのではなく」とくしないことの例示>を先にもってきているが、結論を先に述べるのが適当ではないだろうか。文中にもあるように「命を脅かす(略)おそれがある」ことを先述し、くしないこと理由は後述した方が親切なのではないだろうか。	ご意見として伺います。
91	P. 7 (6) (7) 両文とも、末尾の「また」以降が一特に (7) は一取ってつけたような感じがする。「また」より前の記述との関連も乏しいように見受けられる。両者とも情報伝達に関する事なのだから、2つの「また」を併合して一項を設けた方がわかりやすいのではないかと。	ご意見として伺います。
92	P. 8 (1) ② 「アの事項について」「これらの事項」「必要な事項」とわずか 2 行余の文中に「事項」が 3 回も出てくる。さらに「これらの事項」の「これら」が何を指しているのか判然としない。	修正いたします。
93	P. 8 (2) 「生業上げ地周辺に居住を余儀なくされているところ」とは、	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	はなはだ気にかかる表現だ。具体の場所はともかく、どういう意味なのか記述することは難しいのだろうか。	
94	P. 9 (3) 「土砂キキクル」と「土砂災害警戒判定メッシュ情報」については、後に説明があるにしても、概略を欄外に脚注することが望ましいのではないか。	ご意見として伺います。
95	P. 10 (1) 平面線形、縦断線形、法長、間知石積など、通常生活の中では使われない専門用語が頻出している。使うのであれば、注記がほしい。P. 14にも「湛水」が…。	用語を精査し、必要に応じて追記いたします。
96	P. 7の「水防計画」以降、各計画の冒頭に「必要な措置を講ずる」「実施するものとする」などと書かれているが、「誰が」という主語がない。多分「市は」なのだが、自明の理として主語を省いているのだろうか、地震編などとの整合性はどうか。「5」の教育計画(1)～(4)は、市が主体とならない項目について「学校等の長は」とか「教育委員会は」と主語を明確にしている。ところがP. 12(5)では、誰が「～防止に努め」「～の設置を図る」のか、主語が欠落している。市なのか神宮のか、それとも…?	ご意見として伺います。
97	P. 14 (2) ① ア表題「気象情報等の情報の伝達体制の確立」 16文字の中に「の」が3つ連なっている。1つか2つは省いても意味は通じるのではないか。	修正いたします。
98	P. 15 (3) ② 公的団体だとしても、公文書で薬剤の購入先を「全農いばらき」などと示してもよいのか。	ご意見として伺います。
99	P. 16 (1) アからスまですべて体言止めとしているが、「カ」の体言止めはおかしな表現になっている。	修正いたします。
100	P. 16 (4) 本文中に説明文を挿入して「マイ・タイムライン」の作成を促	ご意見として伺います。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	すよりも、説明箇所を省いてマイ・タイムラインのことを先に記し、説明箇所は後述するか注記する方法にした方が分かりやすいのではないだろうか。	
101	P. 18 上から7行目の「また」以降目一杯の5行になっていて、まず読みにくい。その上に「市地域防災計画において」と「市地域防災計画に基づいて」が連出している。さらに「避難行動要支援者」が3箇所あり、終行には「要配慮者」が出てくる。「要配慮者」については、文頭で説明しているが、これと「避難行動要支援者」とは異なる概念なのか。いずれにしてもくどくどしく、分かりにくい表現だと言わざるを得ない。	避難行動要支援者の説明を追加いたします。
102	P. 19 ⑤ ここにも5行に及ぶ長文がある。「～関係機関の協力を得て、次の事項等の計画を作成し、～実施するものとする」として、「防災体制に関する事項」など5つの事項は箇条書きにしたらいかがか。要は、書き手が分かればよいのではなく、「読んでもらう」「目を通してもらう」人を意識した書きぶりにしてほしいということ。次に、6行目に「また」で文章を続けているのに、さらにその3行目にまた「また」が出てくる。2つ目の「また」の後に「当該秘説」なる変換ミスがある。「当該施設」と打ちたかったのだろうに。	2つ目の「また」、「当該秘説」について、修正いたします。
103	P. 19 表 2.2.2 この表は具体的な施設名が明記されており、関係者などにとって貴重な表なのではないか。また、「洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設」が多数存在することに驚いた。その中で10番目の施設が見え消しにしてある。関係者に対する配慮からも見え消しではなく、削除し	子育て支援センター及び※▲について、削除いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	たらどうなのか。さらに欄外の※印のうち▲（未策定施設）は表中には存在しないのだから、掲記する必要はないのではないか。	
104	P. 19 (2) ①「要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める」ことも「情報の共有化に努める」ことも大切なことは分かるが、反面、共有先が多くなるほどに要配慮者の個人情報漏洩する危険性が増すという側面がある。このことについての注意事項にも言及する必要があるのではないか。	ご意見として伺います。
105	P. 22 「1」 市職員の速やかなる参集は重要なことであるが、注意しなければならないこともある。これは風水害に限らず他の災害にも言えることだが、勤務時間中に参集を呼びかけ、「急ぎ〇〇に集合すること」などと急かすことによって、市民の個人情報が記載された書類を机上に放置するとか、パソコンの画面を閉じ忘れるとかということによって、重大事に至りかねないことも考えられる。こうした注意事項も計画中に記述する必要があるのではないか。また、(1) の 2 箇所「しく」とあるが、「敷く」と漢字にした方がわかりやすいのではないか。	漢字表記へ修正いたします。
106	P. 31 (1) 「キキクル」「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」については赤文字で書かれているところから、今編から追記したものであろうが、そのいずれも初耳だ。これについては後ページで説明する旨、記したほうが親切ではないか。また「これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある」と記されているが、「これまでどおり」とはどのようなことなのか。「市町村等をまとめた地域の名称」とは鹿	用語を精査し、必要に応じて追記いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	行地域とか県南もしくは県東地域ということでのよいのか。もしそうなら、そのように具体名で記した方が望ましいのではないのか。	
107	P. 31 (2) 「～の細分区域は、次頁に掲げる表のとおりである」とあるが、次ページではなく、次々ページ(P. 33)ではないか。	修正いたします。
108	P. 36 (3) ② 「ツイッター」は、現在『X』とブランド名を変更しているのではなかったか。	X (旧 Twitter) へ修正いたします。
109	P. 37 表 3.2.5 左側の「特別警報の種類」では、その語尾にすべて「警報」と略さずに記されているのに、右側の「警報の種類」では、下の5つが「//」で略記されている。	表記を統一いたします。
110	P. 45 上から8行目 単に「消防庁」とあるが、当然のことながら「総務省・消防庁」を指すものと思うが、これまで官公署などの組織名はくどいほどに正式名称を記載している。したがって、ここでも「総務省・消防庁」と記載するのかと思った。ところが、同ページの「b」と「d」では「国(消防庁)」とある。なんともチグハグな記載だ。	修正いたします。
111	P. 50 (1) ⑥ ア、ク 費用に関する2項目だが、水防に要する費用は原則自己負担で、緊急に必要なときは公費の負担と読めるが、それでよいのか。自己負担の「自己」とは誰を指すのか。また、なぜ自己負担なのか。教示願いたい。	台風等の風水害の発生が予想される場合、自身で土のう等を設置する費用は所有者または管理者等が負担していただくという趣旨でございます。
112	P. 56 ①の表題の下に書かれている「救助及び避難誘導」の意味が不明。	ご意見として伺います。
113	P. 57 ① 第2段目の「また」から順に、「さらに」、「なお」、そして再び「また」と使われている。理解を容易にするためにも、それぞれの段落の頭に「・」を付するか、a、b、cで区分したらいかがか。	適切な表現に修正いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
114	P. 58 ①の3行目「吏員」 久しぶりに懐かしい用語を目にした。すでに死語ではないのか。地方自治法や地方公務員法でも、現在は使われていないのではなかったか。鹿嶋市ではいまでも職員に雇員や吏員の別が存在しているのだろうか。また、(4)の一文が5行に及ぶ長文になっている。	適切な表現に修正いたします。
115	P. 62 7 (1) ② ③ 「のり崩れ」「腹付工」「土止杭柵工」「頭首工」など馴染みのない用語が頻出している。農業関係者などが承知していればよいことなのだろうが、できれば注記があるとなお結構では。	用語を精査し、必要に応じて追記いたします。
116	P. 68 (3) ④ 「海上保安」は「署」が抜けているのではないか。	修正いたします。
117	この計画編は、概してワンセンテンスが長文である上に、専門・関係機関名や専門用語が頻出しており、はなはだ読むのに努力を要する。第7節で「市民等への的確な情報伝達体制の整備」が、また第9節で「市民に対する防災知識の普及」がそれぞれ謳われているが、P. 81に記されている「市民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）」計画に基づいて着実に実施することを期待する。	ご意見として伺います。
118	P. 67「第1節 計画の目的」 この箇所は定形のパターンなのかとも思われるが、いきなりの9行にも及ぶ文章は、あまりにも長すぎないか。	ご意見として伺います。
119	P. 69「1」「その他の市町村（鹿嶋市）」の「その他の」とはどういう意味か。また「5」「6」の「所在・関係周辺市町村」の「関係周辺」とは何か、具体的な市町村名を記すことはできないのか、と置いていたところ、P. 76の表 5.4.2に表記されていた。P. 69で「P. 76の表 5.4.2参照」とでも注記するのが親切ではないか。	「その他の」の記載を削除いたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
120	P. 72～73 日本原子力研究開発機構と日本原子力発電株式会社について「原子力防災対策への積極的な支援・協力」とあるが、一朝あれば両者は自らが原発事故発生当事者になる可能性が高いのではないのか。そのことをまず述べるのが先で、「支援・協力」はその後のことにならないのか。	ご意見として伺います。
121	P. 75「1」3～4行目 「原子力事業所（以下「原子力災害対策重点区域」という）」とあるが、事業所という点を、区域という面で「いう」のは、論理上おかしいのではないのか。	ご意見として伺います。
122	P. 84 1(2)「知事は、(中略)直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡する」とあるが、2つの専門官とセンターとはどこの所管の職名と組織なのか。「官」とあるので県の職員や組織ではなく国の機関なのかと思うが、もしそうであるならば「直ちに」の後に「国の」といった所属が分かるような語を挿入したらどうか。	ご意見として伺います。
123	P. 87「第11節 広報000」「000」は何？	削除いたします。
124	P. 89「1」01L ここが初出ではなく既出であり、その意味も説明済みなのかかもしれないが、ことは飲食物に関わることでもあるので、改めての説明が求められるのではないのか。	ご意見として伺います。

修正した内容（※修正した場合のみ）

	修正前	修正後
1		
2		

※修正した内容については、内容に大きな変更があった場合に記載してください。

文言の修正など、軽微な修正については、意見に対する市の考え方の中へ記載し、修正した内容に記載は不要です。